

群馬県信用保証協会レポート

—— ディスクロージャー誌 ——

2026



GUNMA GUARANTEE
REPORT 2026

群馬県信用保証協会レポート

—— ディスクロージャー誌 ——

2026



ごあいさつ



群馬県信用保証協会
会長 鬼形 尚道

平素より当協会の業務に格別のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「群馬県信用保証協会レポート2026」を作成いたしました。多くの皆さまに当協会のあらましや取り組み、実績等を知っていただき、事業の参考にさせていただければ幸いです。

最近の経済情勢は諸物価の高騰や人手不足、人件費の上昇等に加え、中東情勢の緊張の高まりなどにより先行きは不透明であり、県内の多くの中小・小規模事業者の方々にとって、依然厳しい経営環境が続いています。

こうした中、当協会は公的な金融機関として今年度も引き続き「協調支援型特別保証制度」などにより事業者の資金繰りを支えるとともに、本年3月にスタートした「モニタリング強化型特別保証制度」等を活用し、タイムリーな経営支援に注力することとしています。

また、休廃業等により事業者が減少する中、新しい事業の芽を見出しサポートしていくため、新たに経営支援部内に「創業支援室」を設け、県内における起業創業の機運を高め、重点的・継続的に応援していく体制を整えました。

今後も行政、金融機関、経済団体、産業支援機関等と連携を密にし、経済情勢の変化を踏まえ事業者のニーズにしっかりと応えてまいります。

引き続き皆さま方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

群馬県信用保証協会レポート2026

CONTENTS

■ 群馬県信用保証協会のプロフィール	4
■ 信用補完制度	6
■ 信用保証の概要	8
■ 主な保証制度	12
■ 企業のライフステージに応じた支援の取り組み	14
■ 業務の流れ	16
■ 2025年度の事業実績	18
■ 2025年度の主な取り組み	26
■ 事業計画	30
■ コンプライアンスへの取り組み	34
■ 個人情報保護宣言	36
■ SDGs達成に向けた取り組み	38
■ 役員・組織体制	40

群馬県信用保証協会はSDGs達成に向けた取り組みを実施しています

群馬県信用保証協会は、【信用保証】と【企業のライフステージに応じた支援】で、中小企業・小規模事業者の活力ある発展をサポートすることを通じて、SDGs達成に貢献してまいります。



SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

群馬県信用保証協会におけるSDGs達成に向けた取り組みについては、38ページをご覧ください。

群馬県信用保証協会のプロフィール

信用保証協会は「信用保証協会法」に基づいて設立された法人で、全国に51協会あります。

私ども群馬県信用保証協会は、群馬県内の中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関等から事業資金の借入を行う際に、その借入債務を保証することによって円滑な事業資金の調達を支援するとともに、金融機関及び関係機関と緊密な連携を図り、創業・経営改善・事業承継・事業再生の各種支援に積極的に取り組むことで中小企業の経営の安定と発展に貢献してまいります。

○ 3つの基本理念と行動指針

～3つの基本理念～

1. 中小企業に寄り添った「信用保証」を通じて、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。
2. 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業の経営の安定と発展を支援します。
3. 群馬県の明日を担う中小企業のよきパートナーとして、「顔の見える、信頼される保証協会」を目指します。

～行動指針～

1. 地域経済への貢献

- (1) 地域に密着した事業活動を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。
- (2) 創業支援を通じて起業意欲を喚起し、地域経済の活性化に貢献します。
- (3) 経営改善支援、事業承継支援、事業再生支援に積極的に取り組み、地域経済基盤の安定化に貢献します。

2. 質の高い保証サービス

- (1) 中小企業の多様なニーズに的確に応えるため、質の高い信用保証業務を推進するとともに、相談・診断・情報提供などの金融相談業務の充実に努めます。
- (2) 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業のライフステージに応じた支援に努めます。
- (3) 中小企業のニーズに応えられるよう、企業活動の現場から生きた知識を吸収することを通じて人材の育成と資質の向上に努めます。

3. 健全な業務運営

- (1) 信用保証協会の公共性を常に念頭におき、高い倫理観を持って、業務に取り組めます。
- (2) 公正かつ誠実な事業を行うため、コンプライアンスを推進します。
- (3) 健全な業務運営基盤を確立するため、業務の効率化に不断の努力を続けます。

○沿革

昭和24年 9月	●	設立許可
昭和24年10月	●	財団法人群馬県信用保証協会設立
昭和29年 6月	●	特殊法人群馬県信用保証協会に組織変更
昭和44年 5月	●	県内12か所に連絡所を開設
昭和46年 2月	●	群馬県産業会館へ事務所を移転
昭和59年 6月	●	西毛支所及び東毛支所を開設
平成 2年 7月	●	太田支所を開設、西毛支所を高崎支所、東毛支所を桐生支所に名称変更
平成10年 1月	●	本所を群馬県中小企業会館に移転
平成10年 4月	●	「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に名称変更
平成16年10月	●	高崎支店移転
平成20年10月	●	太田支店移転
平成21年 4月	●	桐生支店移転
令和 5年 5月	●	太田支店移転
令和 7年 4月	●	桐生支店閉鎖（太田支店へ統合）
令和 8年 1月	●	常務理事の定数1名削減
令和 8年 4月	●	組織体制の見直し

○プロフィール [2026年4月1日現在]

基本財産	457億円
利用企業数	24,698企業
役職員数	142名
事業所数	

本店（前橋市）、高崎支店、太田支店
連絡所12か所（商工会議所10か所及び安中市・中之条町の商工会内）

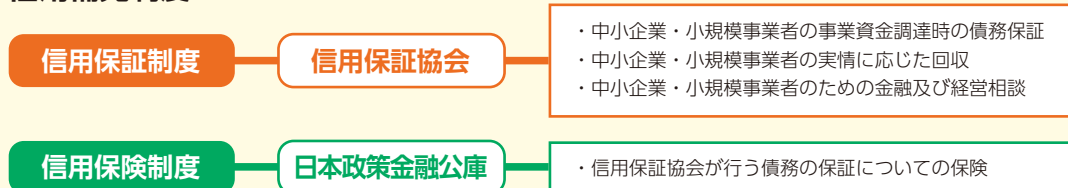


本店外観
(群馬県中小企業会館4・5・6階)

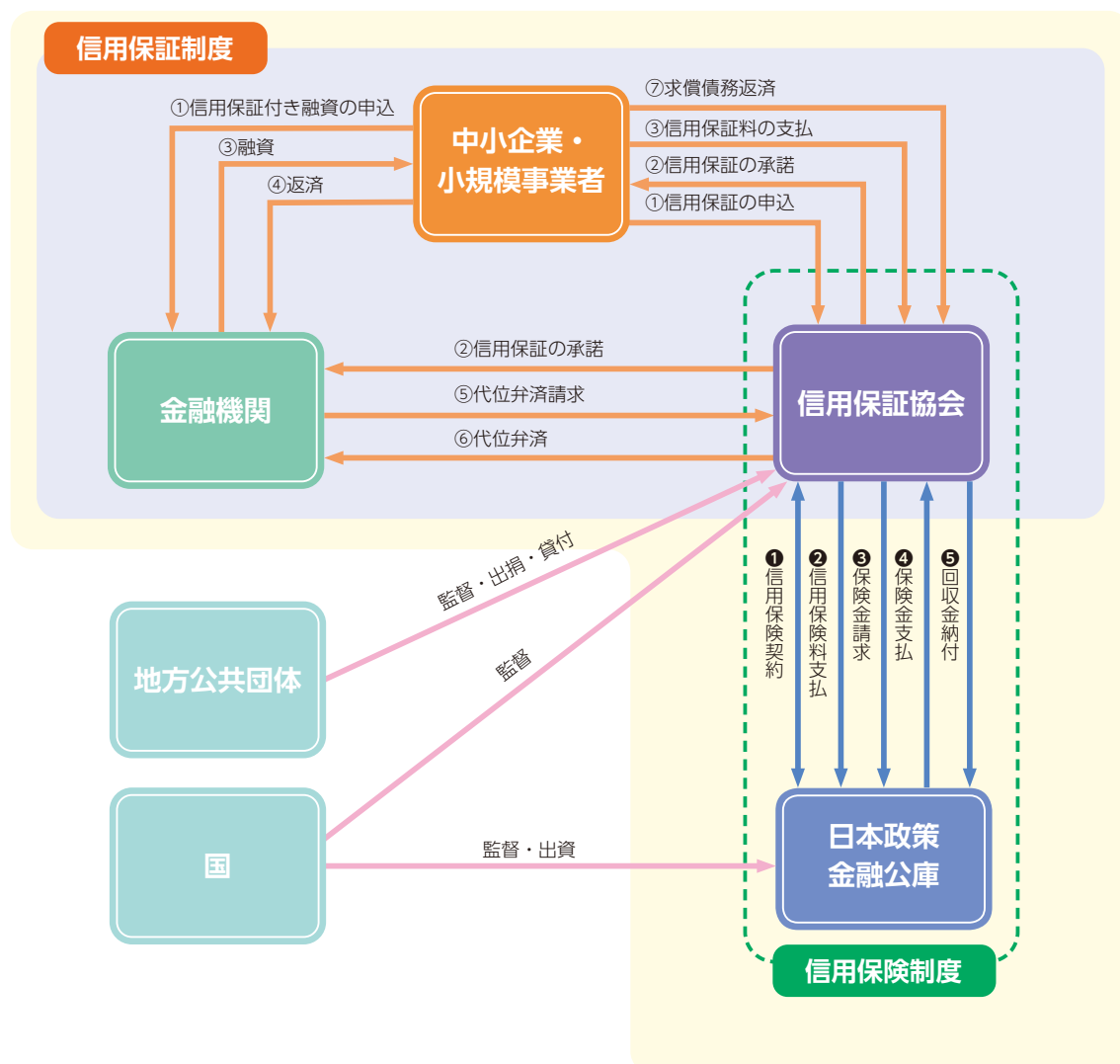
信用補完制度

信用補完制度は中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。

信用補完制度



○信用補完制度のしくみ



信用保証制度

- ① 中小企業・小規模事業者等は、金融機関に信用保証付き融資の申込を行い、金融機関を経由して信用保証協会に信用保証の申込をしていただきます。
- ② 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等の事業の内容や経営計画を確認し、その結果、信用保証をすることが適当と認め、申込内容を承諾した場合は、金融機関及び中小企業・小規模事業者等へ通知します。
- ③ 信用保証の承諾の通知を受けた金融機関は、中小企業・小規模事業者等へ融資します。中小企業・小規模事業者等は、借入と同時に信用保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ④ 中小企業・小規模事業者等は、融資条件に基づいて借入金を金融機関へ返済していただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者等が返済できなくなった場合、金融機関は信用保証協会に対して残りの融資金の支払を請求します。
- ⑥ 信用保証協会は、金融機関の請求に基づき、中小企業・小規模事業者等に代わって金融機関へ借入金の支払をします（代位弁済）。
- ⑦ 代位弁済後、中小企業・小規模事業者等と信用保証協会では相談し、借入金を返済していただきます。

信用保険制度

- ① 信用保証協会が中小企業・小規模事業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結します。
- ② 信用保証協会が信用保証を行った場合は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に対して保険金の支払を請求します。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保証協会の請求に基づき、信用保険の種類に応じて定められたてん補率（代位弁済を行った元金の70%～90%）で保険金を信用保証協会へ支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等からの返済金について、てん補率に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付します。

信用保証の概要

○信用保証をご利用いただける方

企業規模

会社の場合、資本金（資本の額又は出資の総額）及び常時使用する従業員のいずれか一方が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

個人事業者及び特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、常時使用する従業員が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業（士業法人を含む）	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下

※ただし、下表の政令特例業種については、企業規模が異なります（NPO法人は特例対象外）

業種	資本金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

業種

大半の業種がご利用いただけますが、中小企業信用保険法施行令により、下表の業種は信用保険の対象外とされています。

主な信用保険の対象外の業種
農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、その他信用保険法で定める一部のサービス等

所在地・業歴・許認可

群馬県内において工場・店舗又は事務所を有し、事業を行っている法人が群馬県信用保証協会をご利用いただけます。個人事業主の場合は住所地または事業所のいずれかが群馬県内であればご利用いただけます。創業関連保証等については、業歴に関係なく創業前からご利用いただけます。免許、許可、認可、登録、届出等を必要とする事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

○信用保証の内容

保証限度額

1 企業者に対する一般的な保証の限度額は下表のとおりです。なお、下表とは別枠でご利用いただける保証もございますので、詳しくは前橋営業部・各支店の保証課までお問い合わせください。

組織	保証限度額
個人事業者・会社・医療法人等・NPO法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金となります。

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、経営者保証に関するガイドラインの趣旨に照らして、連帯保証人を不要とする取り扱いや、保証料を上乗せすることで連帯保証人を不要とできる場合があります。

一般事業者における連帯保証人の取り扱い

次の場合を除き、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人を不要とし、法人は代表者以外の連帯保証人を不要としています。

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

組合における連帯保証人の取り扱い

原則として代表理事のみを連帯保証人としませんが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とする場合があります。

なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人としています。

担保提供者の取り扱い

担保提供者は法人の代表者及び前記「一般事業者における連帯保証人の取り扱い」に該当する場合を除き連帯保証人とはしません（担保提供者は物上保証人となります）。

○信用保証料

信用保証料は、中小企業・小規模事業者と信用保証協会の「信用保証委託契約書」に基づき、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

保証料率の体系

保証料率は、原則として中小企業・小規模事業者の信用リスクに応じて9段階に区分（弾力化）された体系としています。

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※9段階の区分は、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により、財務情報を評価し、非財務情報を加味して決定します。

※特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証です。

※保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする対応を行う場合には、お客さまの財務内容に応じた上記保証料率に0.25%もしくは0.45%が上乗せされます。

例外として、経営安定関連保証などの一部の保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

(単位：%)

保証制度	保証料率	保証制度	保証料率
経営安定関連保証（1～4・6号）	0.80	経営安定関連保証（5・7・8号）	0.68
創業関連保証	0.70	スタートアップ創出促進保証（SSS保証）	0.90

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※上記の保証制度は代表例です。

保証料率の割引

不動産担保をご提供いただく場合や、一部の群馬県制度資金をご利用いただく場合などは、信用保証料率が割引となります。

定性割引	割引の内容
有担保割引	弾力化保証料率が適用される保証及び一律の保証料率が適用される一部の保証について、保証料率を0.1%割引します
会計参与設置会社割引	一括支払契約保証等を除く保証について、保証料率を0.1%割引します

○責任共有制度

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

負担割合

信用保証協会の保証が付いた融資の負担割合は、原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

ただし、一部例外的に除外される保証制度があります。

責任共有の対象外となる保証制度
①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号 ②災害関係保証 ③創業関連保証（再挑戦支援保証を含む） ④特別小口保険に係る保証 ⑤事業再生保証 ⑥小口零細企業保証 ⑦求償権消滅保証 ⑧中堅企業特別保証 ⑨事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証） （ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「事業再生計画実施関連保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。） ⑩危機関連保証

責任共有の方式

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関にはいずれかの方式を選択していただいています。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）等、一部の保証制度については、金融機関が選択した方式に関わらず部分保証で取り扱いしています。

部分保証方式	負担金方式
融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 ◎ 保証金額 = 融資金額 × 80%	融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の信用保証利用実績に応じて一定の負担金を信用保証協会に納付する方式

主な保証制度

中小企業・小規模事業者の多様な資金需要に応え、円滑な資金調達の促進を図るため、各種保証制度をご用意しています。主な保証制度の概要をご紹介します。

○通常の保証

普通保証

- 対象 中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.90%
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 20年以内（普通保証は3年以内）

長期保証

○小規模事業者の方

小口零細企業保証

- 対象 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。ただし娯楽業、宿泊業は20人以下）
- 保証料率 0.50～2.20%
- 保証限度額 2,000万円
- 担保 原則不要
- 保証期間 10年以内

○これから事業を始める方、創業後間もない方

創業関連保証

- 対象
 - 「事業を営んでいない個人」が「1か月以内（※）に個人で事業を開始する場合」又は「2か月以内（※）に会社を設立する場合」
（※ 認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合は、それぞれ6か月以内となります。）
 - 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
 - 「事業を営んでいない個人」により創業した後、会社を設立し、同一事業を当該会社が引き継いだ場合（個人として創業した後、5年未満に限る）
 - 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70%
- 保証限度額 3,500万円
- 担保 不要
- 保証期間 10年以内

○円滑な事業承継を目指す方

事業承継特別保証

- 概要 代表者個人が連帯保証人となる「経営者保証」を「不要」とする制度です。各要件や資金使途については当協会のホームページをご覧ください。
- 保証料率 0.45～1.90%（専門家による確認を受けた場合は0.20～1.15%）
- 保証限度額 2億8,000万円

○経営改善に取り組みたい方

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

- ・対象 中小企業活性化協議会等の支援を受け、事業計画を策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- ・保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- ・保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- ・保証期間 15年以内（一括返済の場合は1年以内）

○突発的な事象発生時や経済危機時に必要な資金を調達したい方

経営安定関連保証

- ・対象 様々な事由により経営の安定に支障が生じているとして、市区町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者（事由により、1号から8号までの認定要件があります）
- ・保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- ・保証限度額 2億8,000万円

（参考）経営者保証を不要とする保証について

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを「経営者保証」といいます。下記の3つのいずれかに該当すれば、「経営者保証」を不要とする保証の取り扱いができる可能性があります。

通 称	要 件
金融機関連携型	・取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ・「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ・法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。など
財務要件型	・直近決算期において一定の財務要件を満たしている。（「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります）
担保充足型	・法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

※上記以外にも、一定の要件を満たした場合に保証料の上乗せを行うことで、経営者保証が不要となる保証制度等がございます。詳細については、当協会のホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

企業のライフステージに応じた支援の取り組み

当協会では、信用保証業務のほかに、相談・診断・情報提供等の各種支援サービスに取り組んでいます。企業のライフステージに応じて、創業支援・経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

これらの支援について、よりスピーディーかつ確実に実施するために、関係機関と連携しています。「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」の設置や、「認定経営革新等支援機関」との連携など、専門の機関がネットワークで結びつくことで、より質の高い中小企業・小規模企業者の支援を行えるよう努めています。

○創業支援

創業サポート体制

サポートベース

『創業支援室』、女性創業応援チーム『シルキークレイン』による相談、創業計画の策定支援、創業後の経営相談など、創業者の皆さまに寄り添ったサポートを行っています。

ガイダンス

創業を検討されている方に向けたガイドブック『創業計画サポートガイド』や中小企業診断士等の専門家を活用した『外部専門家派遣』で創業者の皆さまをナビゲートします。

ファイナンス

国の保証制度である「創業関連保証」や、県の制度資金「創業チャレンジ資金」等、『創業に係る保証制度』と、『お取り扱い金融機関への橋渡し』で創業者の皆さまの金融面を支援します。

プロモーション

創業者の皆さまの事業・お店を紹介する企画『Go for it!』にて広報面を支援します。四半期に一度、定期的で紹介を行っています。

○経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援

金融支援と経営支援の一体的な取り組み

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

中小企業支援機関の支援等を受けて策定した事業再生計画に従って資金調達の支援をすることで、中小企業・小規模事業者の活力を再生するための保証制度です。

群馬県経営サポート会議を活用することもできます。

金融機関・関係機関等との連携

群馬県中小企業支援ネットワーク会議

群馬県内の公的機関、金融機関及び支援機関等が連携して、県内の中小企業・小規模事業者の経営安定・発展を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とした当協会が事務局を務める支援ネットワークです。

参加機関が緊密な連携を図り、情報交換や講演等によるスキルアップに努めています。地域全体で中小企業・小規模事業者を支援しています。

群馬県経営サポート会議

個別の中小企業・小規模事業者を支援するため、当協会が事務局を務め、金融機関、支援機関、専門家等と連携し、具体的な支援手法等について話し合います。各機関が目線を合わせて、迅速に支援が行われるよう努めています。

協会独自の取り組み

保証審査担当者等による相談・支援業務

前橋営業部・各支店の保証課の相談窓口で多様なご相談に対して、最適な対応策をご案内します。また、ご要望があれば、中小企業・小規模事業者の事業所等を訪問し、ご相談に対応します。

経営支援担当者による企業訪問・経営支援メニュー提案

経営課題を抱えている中小企業・小規模事業者の事業所等を支援担当者が訪問し、個々の課題に応じた経営改善支援メニューをご提案します。

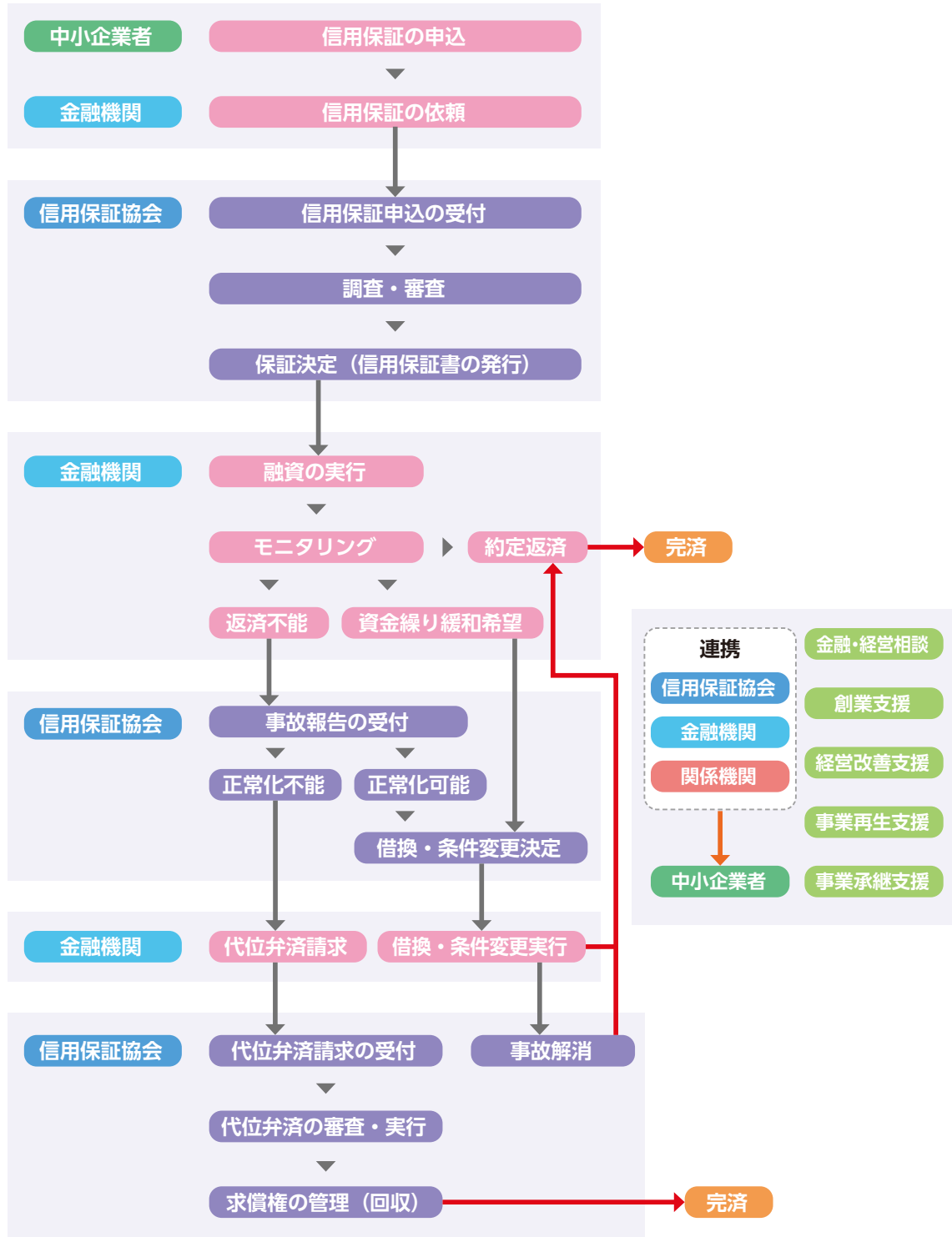
外部専門家を活用した経営支援

中小企業診断士等の外部専門家を活用して、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業承継を支援します。助言・指導・計画策定支援などに係る費用は、国の補助金・協会独自の補助を組み合わせ、中小企業・小規模事業者の負担が軽減されるよう努めています。

返済緩和先の返済正常化に向けた支援

返済条件を緩和している中小企業・小規模事業者に対して、取引金融機関と連携して借換や各種経営支援メニューについて提案をさせていただき、返済正常化に向けた支援を行っています。

業務の流れ



調査・審査	事業内容や提出された書類、面談、現地調査等に基づいて、企業の将来性や返済能力等を審査します。
保証決定	調査・審査の結果、妥当と判断した場合は、保証決定となります。(ご希望通りの内容とはならない場合もあります。)
資金繰り緩和希望	毎月の返済負担が重く、資金繰りの緩和を希望する場合、借換や条件変更のご相談に応じます。
借換	信用保証付き借入金を借換することで、月々の返済額の軽減を図ります。
条件変更	信用保証付き借入金の返済内容を見直し、月々の返済額の軽減を図ります。
事業承継・金融・経営相談	中小企業・小規模事業者を訪問する「金融・経営相談」や当協会に設置している「事業承継・金融・経営窓口相談」で、ご相談に応じます。
創業支援	創業支援室、女性創業応援チーム「シルキークレイン」が創業計画作成のサポートや、「創業相談窓口」でのご相談に応じます。
経営改善支援	当協会の経営企画課を中心とした経営支援担当者が経営改善計画の策定等をサポートします。
事業再生支援	当協会の企業支援課が求償権消滅保証等の抜本的な再生手法を活用して、中小企業・小規模事業者の事業再生をサポートします。
事故報告	廃業や法人解散、休業、約定返済の遅延、返済期限の経過等により、金融機関が返済の履行が困難と判断した場合、金融機関から当協会に対して事故報告が提出されます。
事故解消	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が可能と判断した場合は、借換・条件変更を行い、事故を解消します。
代位弁済	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が困難となった場合は、当協会が中小企業・小規模事業者に代わって金融機関へ借入金を支払います。
求償権	金融機関に代位弁済し、取得した債権です。
求償権の管理(回収)	中小企業・小規模事業者と当協会の双方にとって一番良い返済方法を一緒に考えます。

2025年度の事業実績

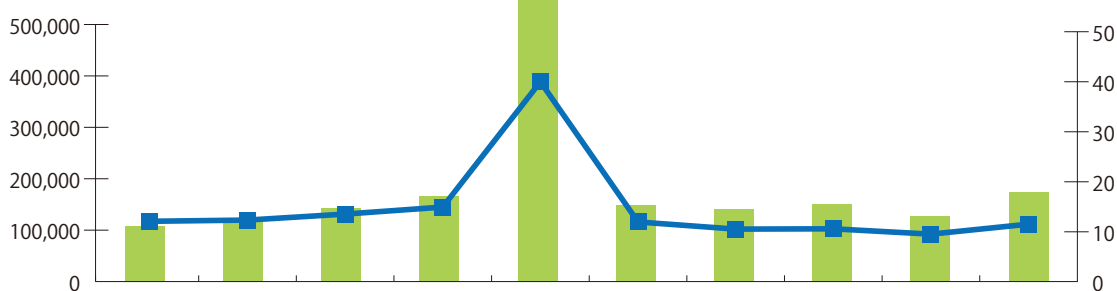
○最近10年間の主要業務実績の推移

(金額単位：百万円)

保証承諾

棒グラフ：百万円

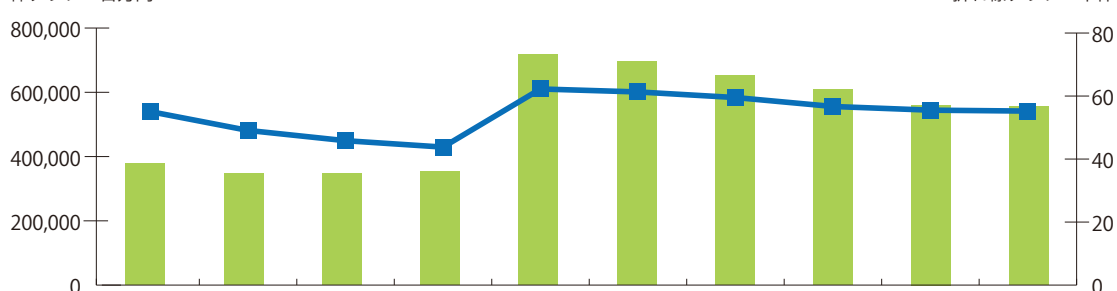
折れ線グラフ：千件



保証債務残高

棒グラフ：百万円

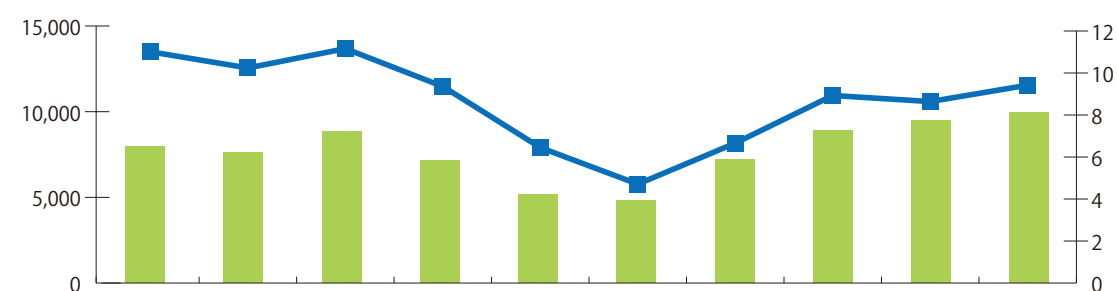
折れ線グラフ：千件



代位弁済

棒グラフ：百万円

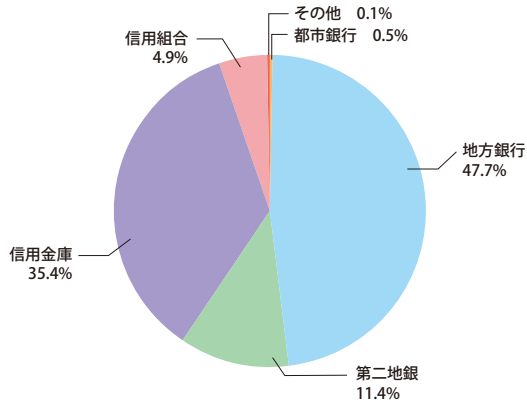
折れ線グラフ：百件



金融機関別実績

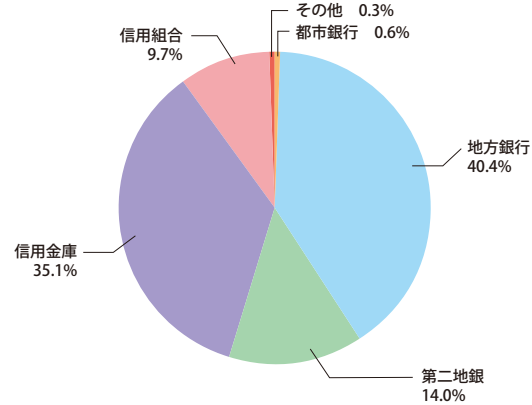
※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。
前年度比<印は、前年度実績は無いが今年度実績あり、を表します。
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
都市銀行	29	893	158.9%
地方銀行	3,679	83,383	152.6%
第二地銀	1,085	19,904	134.0%
信用金庫	5,675	61,876	128.8%
信用組合	931	8,616	88.2%
政府系	—	—	—
その他	10	230	366.0%
合計	11,409	174,903	136.7%

代位弁済

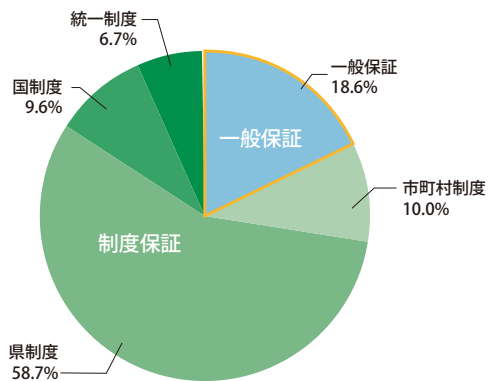


	件数	金額	前年度比
都市銀行	3	60	454.4%
地方銀行	296	4,024	160.4%
第二地銀	123	1,398	88.6%
信用金庫	402	3,493	88.2%
信用組合	115	964	68.1%
政府系	—	—	—
その他	3	25	<
合計	942	9,966	105.2%

制度別実績

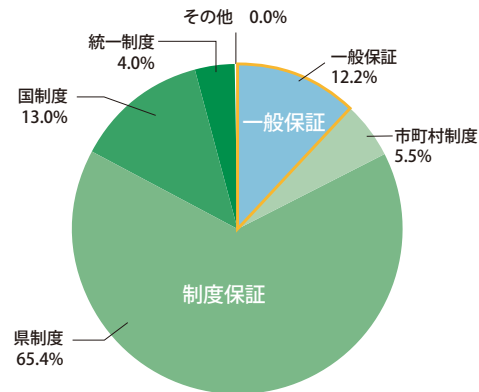
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
一般保証	1,740	32,566	75.2%
制度保証	9,669	142,337	168.2%
市町村制度	2,272	11,246	87.6%
県制度	5,828	102,658	228.1%
国制度	688	16,776	115.2%
統一制度	881	11,657	95.7%
その他	—	—	—
合計	11,409	174,903	136.7%

保証債務残高



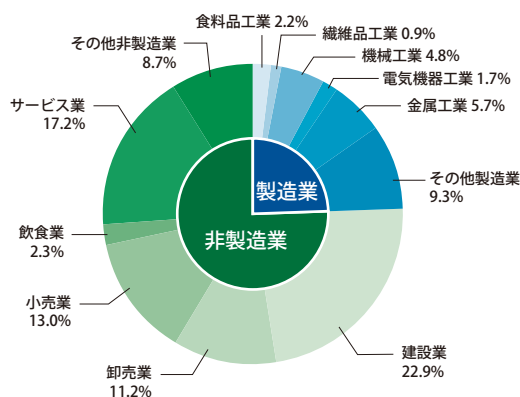
	件数	金額	前年度比
一般保証	5,060	67,690	80.2%
制度保証	50,166	487,356	102.3%
市町村制度	8,732	30,301	97.8%
県制度	35,725	362,727	102.3%
国制度	4,020	72,123	106.3%
統一制度	1,687	22,205	97.4%
その他	2	1	10.3%
合計	55,226	555,046	99.0%

○業種別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。

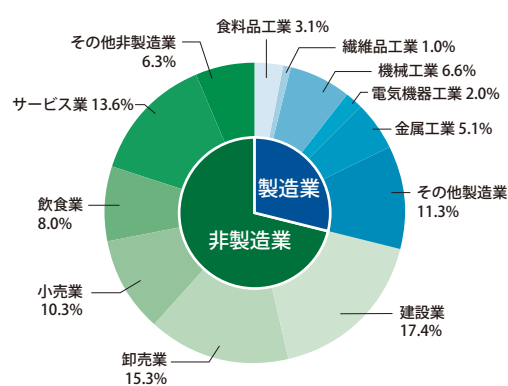
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
食料品工業	174	3,904	137.7%
繊維品工業	114	1,491	102.7%
機械工業	374	8,424	127.9%
電気機器工業	140	2,971	125.9%
金属工業	458	10,049	170.6%
その他製造業	924	16,350	126.7%
製造業計	2,184	43,189	134.9%
建設業	3,139	40,035	128.7%
卸売業	930	19,583	150.2%
小売業	1,678	22,727	135.9%
飲食業	493	3,992	101.5%
サービス業	2,123	30,161	152.5%
その他非製造業	862	15,216	134.6%
非製造業計	9,225	131,714	137.4%
その他	0	0	—
合計	11,409	174,903	136.7%

代位弁済

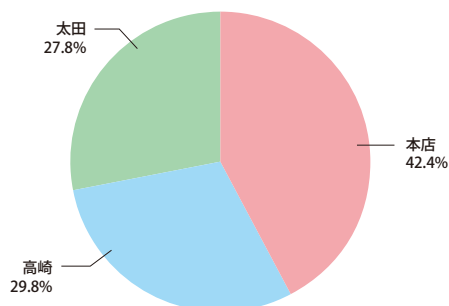


	件数	金額	前年度比
食料品工業	26	305	405.5%
繊維品工業	12	97	265.4%
機械工業	43	658	145.7%
電気機器工業	12	202	207.8%
金属工業	24	507	123.6%
その他製造業	92	1,123	118.6%
製造業計	209	2,892	143.3%
建設業	214	1,736	84.6%
卸売業	117	1,523	262.3%
小売業	114	1,027	43.0%
飲食業	78	800	128.8%
サービス業	147	1,358	110.7%
その他非製造業	63	630	107.3%
非製造業計	733	7,074	94.9%
その他	0	0	—
合計	942	9,966	105.2%

○本・支店別実績

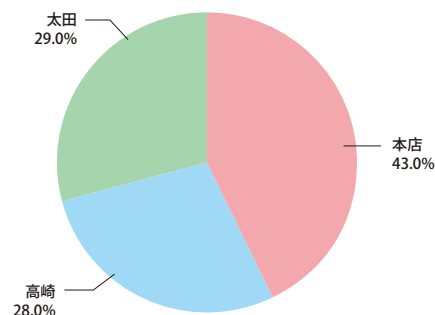
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
本店	4,868	74,161	125.1%
高崎	3,556	52,074	152.3%
太田	2,985	48,668	141.3%
合計	11,409	174,903	136.7%

保証債務残高

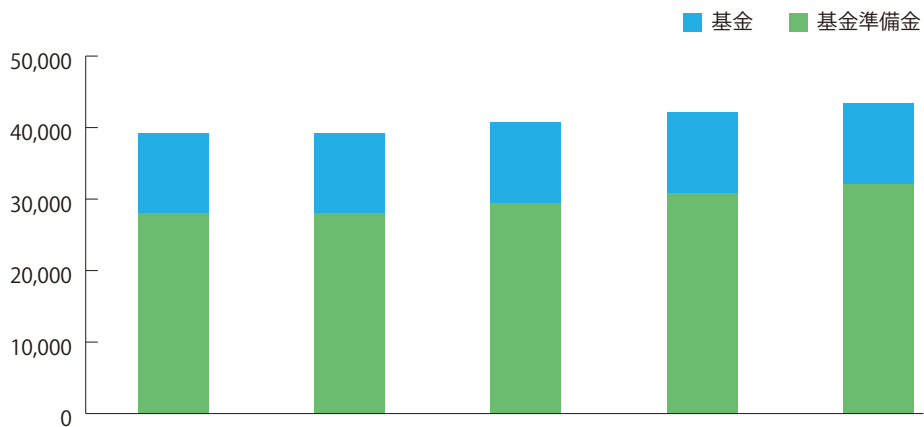


	件数	金額	前年度比
本店	24,480	238,686	95.9%
高崎	16,087	155,621	101.9%
太田	14,659	160,739	101.0%
合計	55,226	555,046	99.0%

○基本財産

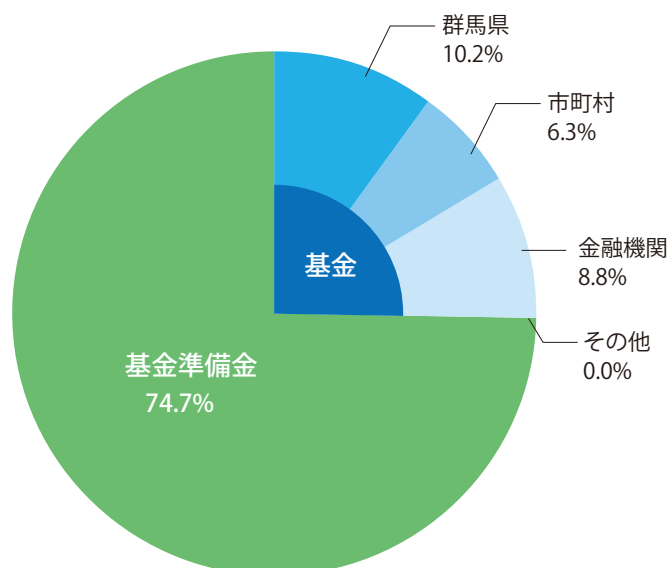
(金額単位：百万円)

最近5年間の推移



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基金	11,306	11,306	11,306	11,306	11,306
基金準備金	29,450	30,800	32,152	33,340	34,345
基本財産	40,756	42,106	43,459	44,646	45,651

令和7年度末における基本財産の内訳



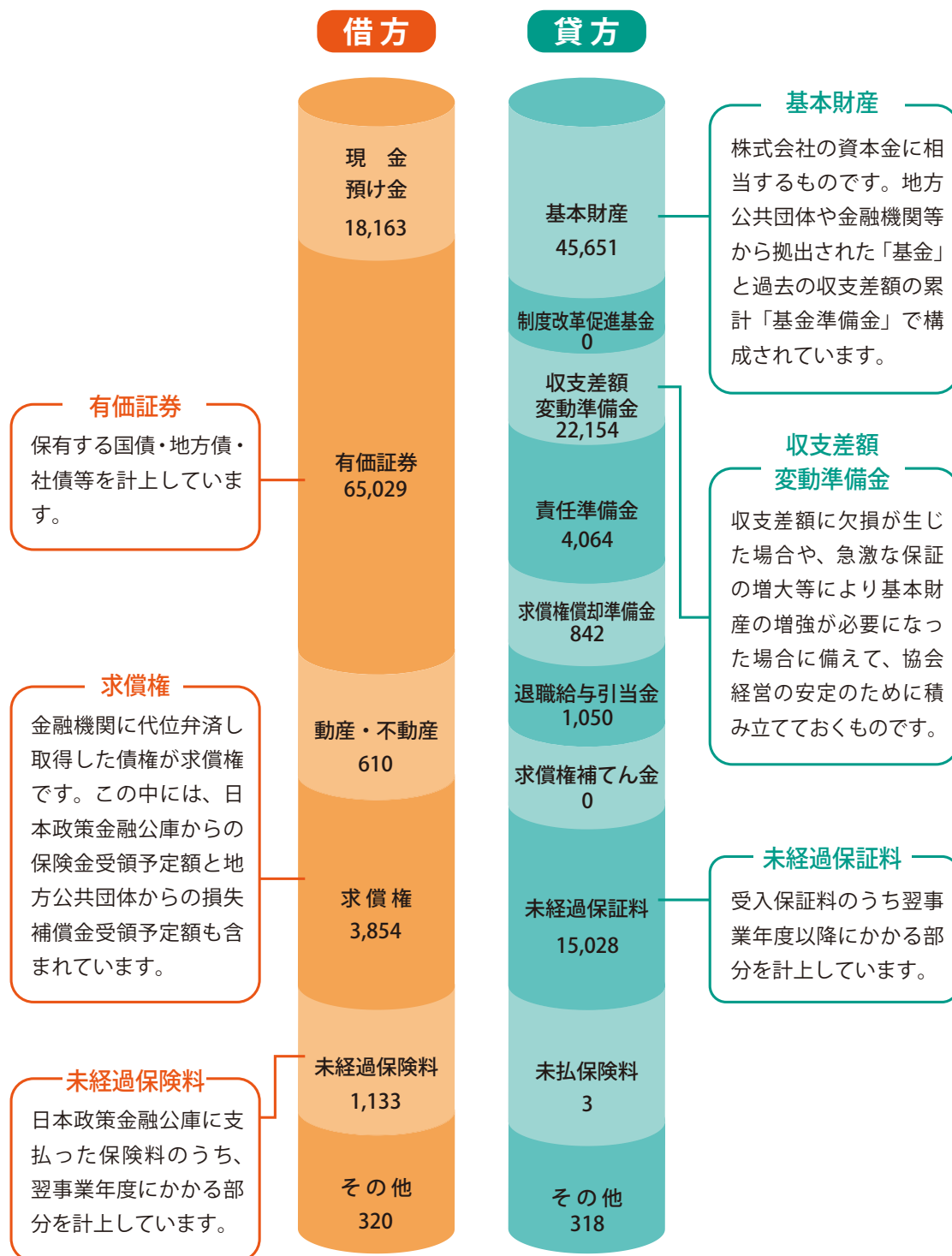
○貸借対照表（令和8年3月31日現在）

（単位：円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	256,676	基本財産	45,651,467,741
現金	256,676	基金	11,306,436,919
小切手	0	基金準備金	34,345,030,822
預け金	18,163,213,369	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	22,153,830,411
普通預金	18,062,639,896	責任準備金	4,064,369,608
通知預金	0	求償権償却準備金	841,818,495
定期預金	100,000,000	退職給与引当金	1,049,697,788
郵便貯金	573,473	損失補償金	1,710,000,341
金銭信託	0	保証債務	555,045,934,347
有価証券	65,028,849,679	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	12,641,870,381	損失補償補てん金	0
社債	52,379,979,298	借入金	0
株式	7,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	610,260,616	雑勘定	15,348,728,654
事業用不動産	474,542,664	仮受金	33,814,107
事業用動産	135,717,952	保険納付金	247,471,038
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	23,272,879
損失補償金見返	1,710,000,341	未経過保証料	15,027,632,860
保証債務見返	555,045,934,347	未払保険料	2,846,695
求償権	3,854,422,201	未払費用	13,691,075
譲受債権	0		
雑勘定	1,452,910,156		
仮払金	22,477,577		
保証金	0		
厚生基金	121,354,500		
連合会勘定	1,715,925		
未収利息	174,607,514		
未経過保険料	1,132,754,640		
合 計	645,865,847,385	合 計	645,865,847,385

○貸借対照表の用語解説

(単位：百万円)

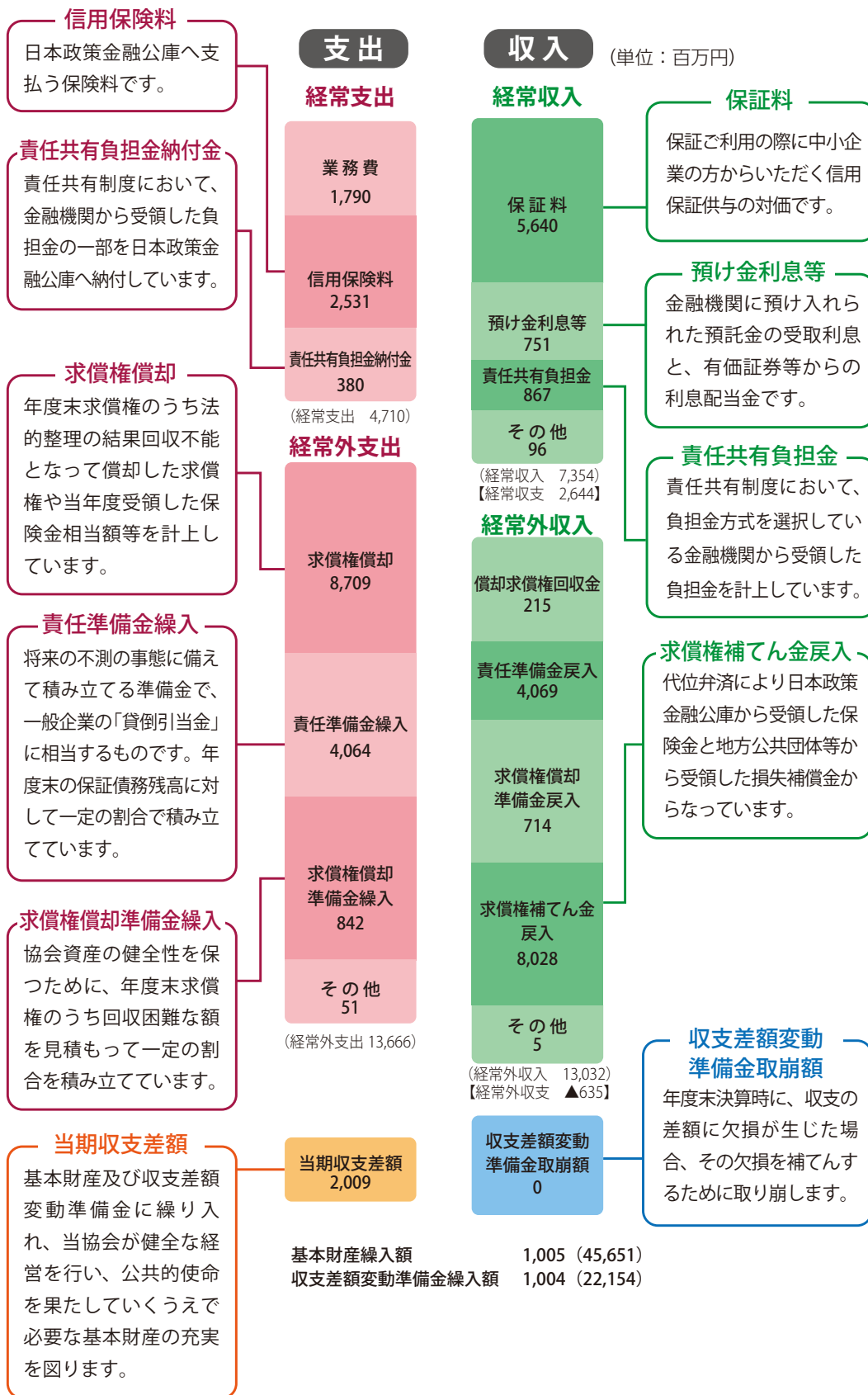


○収支計算書（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
経常収入	7,354,154,859
保証料	5,639,503,316
預け金利息	1,873,675
有価証券利息配当金	748,990,691
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	26,679,503
事務補助金	30,268,931
責任共有負担金	867,376,000
雑収入	39,462,743
経常支出	4,710,009,438
業務費	1,790,055,755
役職員給与	913,193,085
退職給与引当金繰入	106,545,763
その他人件費	168,513,263
旅費	1,282,980
事務費	331,835,784
賃借料	76,345,650
動産・不動産償却	72,914,555
信用調査費	6,558,126
債権管理費	41,893,784
指導普及費	29,510,869
負担金	41,461,896
借入金利息	0
信用保険料	2,530,741,168
責任共有負担金納付金	380,129,017
雑支出	9,083,498
経常収支差額	2,644,145,421
経常外収入	13,031,624,975
償却求償権回収金	214,703,580
責任準備金戻入	4,069,226,861
求償権償却準備金戻入	714,449,231
求償権補てん金戻入	8,028,324,236
保険金	7,043,666,537
損失補償補てん金	984,657,699
補助金	0
その他収入	4,921,067
経常外支出	13,666,478,068
求償権償却	8,709,315,064
譲受債権償却	0
雑勘定償却	46,769,045
退職金	3,546,894
責任準備金繰入	4,064,369,608
求償権償却準備金繰入	841,818,495
その他支出	658,962
経常外収支差額	△ 634,853,093
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	2,009,292,328
収支差額変動準備金繰入額	1,004,000,000
基本財産繰入額	1,005,292,328

○収支計算書の用語解説



2025年度の主な取り組み

○金融機関をはじめとする関係機関との連携推進

企業の成長・発展を促すための金融機関との連携強化

当協会では、中小企業・小規模事業者の成長・発展を促すため、より強固な連携を金融機関と図るべく取り組みを行っています。

地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として、金融機関と創業支援・経営改善支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会開催等、金融機関と当協会との人的な交流に関する覚書を締結しています。

また、当協会の役員から保証審査担当者までの各階層で金融機関との対話を積極的に行い、中小企業・小規模事業者にとってより良い支援が行えるよう努めました。これまでと同様に信用保証の付かない融資（プロパー融資）と信用保証付き融資を適切に組み合わせ、金融機関と当協会が協力して中小企業・小規模事業者が円滑に資金調達できるよう取り組みました。2025年度に当協会で保証承諾をしたもののうち、52.4%について金融機関のプロパー融資支援が行われていました。

今後も中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。

関係機関との連携に関する取り組み

中小企業の企業価値向上を目的として、群馬県立群馬産業技術センター様と「包括的連携協力に関する協定書」を締結しました。

群馬県中小企業支援ネットワーク会議を開催し、支援事例の共有や意見交換を行いました。

今後も、中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、関係機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。



連携協定式の様子



群馬県中小企業支援ネットワーク会議

○地方創生への取り組み

シルキークレイン presents ガールズ創業カフェを開催しました

当協会主催（後援：群馬県、前橋市、群馬県産業支援機構）の女性向け創業セミナー「シルキークレインpresentsガールズ創業カフェ」を、令和7年11月15日（土）に開催いたしました。

令和7年度は前橋市の焼菓子店「赤城山ホテル」を会場に、12名の女性が参加されました。

- 第1部 創業トーク
- 第2部 創業まめちしき

女性創業応援チーム「シルキークレイン」

- 第3部 創業に向けてのアドバイス
- 第4部 交流タイム



高崎商科大学にて講義を行いました

令和7年7月、高崎商科大学（高崎市根小屋町741）にて、当協会の職員が「中小企業支援を通じた地域貢献」について講義を行いました。

講義は、高崎商科大学の前田拓生教授が担当する講義「地域活動と社会貢献」の一環としてオンラインにて行われ、実際に受講された学生の皆さまから「今まで知らなかった保証協会という組織について学ぶことができた」といったご感想をいただきました。



○SDGsに関する取り組み

ボランティア活動を行いました

令和7年10月、当協会の役職員が、本店周辺（前橋市大手町）、で清掃活動を行いました。また、高崎卸商社街協同組合が主催する「問屋町クリーン大作戦」に参加しました。



令和8年3月、当協会はフードドライブ（食品の寄付）を行いました。役員・職員から食品の寄付を募り、集まった食品は全てフードバンク団体に寄付しました。

当協会は、公的機関としての社会的立場を鑑み、SDGs達成に向けた取り組みとして、社会貢献活動に尽力することを掲げています。今後も地域の安定や発展に貢献できるよう努めてまいります。



○職員の資質向上への取り組み

内部研修を開催しました

当協会では、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むべく、内部研修に力を入れて取り組んでいます。今後も当協会一丸となり、中小企業・小規模事業者の経営支援に取り組んでまいります。



経営支援研修



創業支援研修

○広報活動

ラジオCM・広報物をリニューアルしました

当協会の新しいラジオCMを収録し、今までよりもゆったりしたスピードの台詞で、より聞き取りやすい内容になりました。また、県内高校生の作品を取り入れたノベルティグッズ（クリアファイル）を作成しました。



創業者応援企画「Go for it!」のフリーペーパー掲載について

創業者の事業を応援する企画「Go for it!」について、当協会の広報誌（保証月報）及びフリーペーパー「Deli-J」で紹介しています。

当協会をご利用いただいた創業者の方の事業を広報の観点から応援し、売上高・知名度等の向上に寄与するとともに、当協会の創業支援の周知や、同支援の利用促進を目的としています。

事業計画

○年度経営計画（令和8年度）

1. 群馬県の景気動向

県内の景気は、エネルギー・原材料の価格高騰などによる影響を受けつつも、緩やかに回復しています。一方で、物価上昇や深刻化する人手不足、米国の通商政策や地政学上の緊張の高まりなど、先行きへの不透明感は払拭されていません。

2. 中小企業及び当協会を取り巻く環境

中小・小規模事業者（以下「中小企業」という。）の多くは、コロナ禍を通じて増大した債務の返済負担に加え、「金利のある世界」に入り、原材料費や人件費なども上昇していく中で、依然として厳しい経営環境が続いています。また、経営者の高齢化や後継者難を背景とした事業承継、デジタル技術を活用した生産性の向上、脱炭素経営への取り組み促進など、複合的な経営課題に直面しており、休廃業や企業倒産は増加傾向にあります。こうした中、当協会では中小企業の資金繰り支援やライフステージに応じた創業・経営改善・事業承継・事業再生支援を行ってきました。

令和8年1月から中小受託取引適正化法が施行され、今後、中小企業は、価格転嫁で利益を確保し、その利益を成長投資へつなげることが求められています。当協会では、中小企業の伴走者として、単なる保証による資金繰り支援にとどまらず、事業承継や経営改善などに関するコンサルティング機能を高めていくことが必要となります。また、国が進める経営者保証に依存しない融資慣行の確立やモニタリングの高度化に向けて、その周知・定着を図るとともに、顧客サービスの向上や業務効率化のためにデジタル化を推進するなど、時代の要請を踏まえた取り組みを促進していくことが求められています。

業務運営方針

当協会は、「群馬県信用保証協会の3つの基本理念と行動指針」及び「令和6年度～令和8年度 中期事業計画」に基づき、公的な保証機関として、行政・金融機関・商工団体や士業等をはじめとする関係機関と緊密に連携し、中小企業の創業期、拡大期、再生期の各フェーズでの予兆管理・資金調達・経営支援等に積極的に取り組めます。

また、下記（１）～（４）のとおり、組織体制の見直しを行い、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

（１）指揮命令系統の再構築

国の中小企業施策や県内中小企業の動向等に対して、判断水準の均質化及び迅速な意思決定を可能とするため、前橋営業部・高崎支店・太田支店（以下、「各部支店」という。）を保証統括部の指揮命令下に配置します。

（２）創業支援室の新設

創業計画の策定や修正等について当協会が主体的に支援する体制を構築するため、創業支援室を新設し、創業計画の策定・保証審査から創業後の伴走支援までを一貫して実施します。

（３）各部支店の管理業務の一元化

回収の最大化及び見極めを重点に効率的な回収を行うため、管理業務を管理統括部内に集約・再編します。

（４）経営支援担当者の配置

経営支援を必要としている中小企業者に対して実効的な支援を提供するため、経営支援担当者を各部支店の保証課へ配置します。

重点課題

【保証部門】

（１）行政、金融機関、商工団体や土業等と連携・協働した金融支援

- ① 協調支援型特別保証の推進とモニタリング強化型特別保証の周知を促進し、中小企業の資金繰り円滑化を図るとともに予兆管理の習慣化を促進します
- ② 地域経済の実情に即した新たな保証制度を検討します
- ③ 適正な金融支援を実行するため、行政、金融機関、商工団体や土業等との連携を深めます

（２）中小企業訪問による対話の促進

- ① 中小企業経営者等との対話を通じて、企業の実態を把握し将来性を見極めるとともに信頼関係を構築します
- ② 企業訪問活動をOJTの中核に位置付けて、保証審査力を養成してスキル・ノウハウの承継を行います

（３）経営者保証を不要とする保証の推進

- ① 経営者保証の提供を選択できる保証制度の周知・浸透を図ります
- ② 企業のライフステージに応じて、経営者保証を不要とする保証制度を提案します

（４）保証業務電子化によるサービスの向上

- ① 信用保証書電子発行及び保証申込電子化の推進による利便性の向上を図ります
- ② 保証事務処理の電子化による迅速化や効率化に取り組みます

【期中管理・経営支援部門】

（１）創業期、拡大期、再生期の各フェーズにおいて多様化する支援ニーズへの対応

- ① 創業支援体制の拡充強化及び企業価値向上に向けた取り組み
- ② 事業再生支援の早期着手及び最適な支援の提供

（２）経営改善の実現に向けた効果的な経営支援

- ① 本質的な経営課題の特定と具体的なアクションプランの設定
- ② メインバンクと協働した伴走的なモニタリング

（３）当協会を中心とした中小企業支援ネットワークの強化による経営支援の拡充

- ① 当協会をハブとした金融機関、土業を含めた外部機関との連携強化
- ② 協会全体での切れ目のない経営支援の実践

（４）経営支援の効果検証

中期事業計画の３期目として、前年度と同様に以下の指標について経営支援の効果を検証します

- ① 返済緩和先に対する経営支援効果の検証

（経営支援後の返済緩和率や代位弁済率を集計し、経営支援を行っていない中小企業との実績比較を行います。）

支援後１年目における返済緩和率	経営支援未実施先と比較して▲20.0ポイント以上の効果を目指します。
支援後３年目における代位弁済率	経営支援未実施先と比較して▲ 3.0ポイント以上の効果を目指します。

- ② 経営支援に対する中小企業の満足度の検証

（経営支援対象者にアンケートを実施し、ネットプロモータースコア方式（以下「NPS」という。）による評価を集計します。）

外部専門家派遣事業利用者におけるNPS	スコア40.0以上を目指します。
---------------------	------------------

※NPS・・・0～10の11段階評価で、9と10を推奨者とし、0～6を批判者としたときの差をスコア化したもの。

【その他間接部門】

（１）適正な業務運営・組織の健全性の維持

- ① 検査・研修等によりコンプライアンスを徹底するとともに、データベース整備による反社会的勢力の排除と不正利用の防止を図ります

（２）人材の確保・育成と組織力の維持・向上

- ① OJTや外部派遣研修、公的資格等取得奨励金制度の拡充により、職員資質の向上を図ります
- ② 協会の認知度向上を目的とした広報活動を通じて幅広い人材獲得を図ります

（３）業務の効率化・高度化への対応

- ① 文書管理システム等のデジタル化対応システムを有効活用することで業務を効率化し、事務負担を軽減します
- ② 各業務部門と連携し、業務プロセスの棚卸による無駄・重複業務を削減します

（４）職場の働きやすさと事業継続性の確保

- ① 育児休暇取得促進と年次休暇取得促進により働きやすい職場環境を整備します
- ② 自然災害発生のほか感染症拡大によるBCP（事業継続計画）の想定点検・見直し等により実効性を高めます

保証承諾等の見通し

令和８年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度実績比
保 証 承 諾	1,500億円	85.8%
保証債務残高	5,300億円	95.5%
代 位 弁 済	110億円	110.4%
回 収	17億円	87.4%

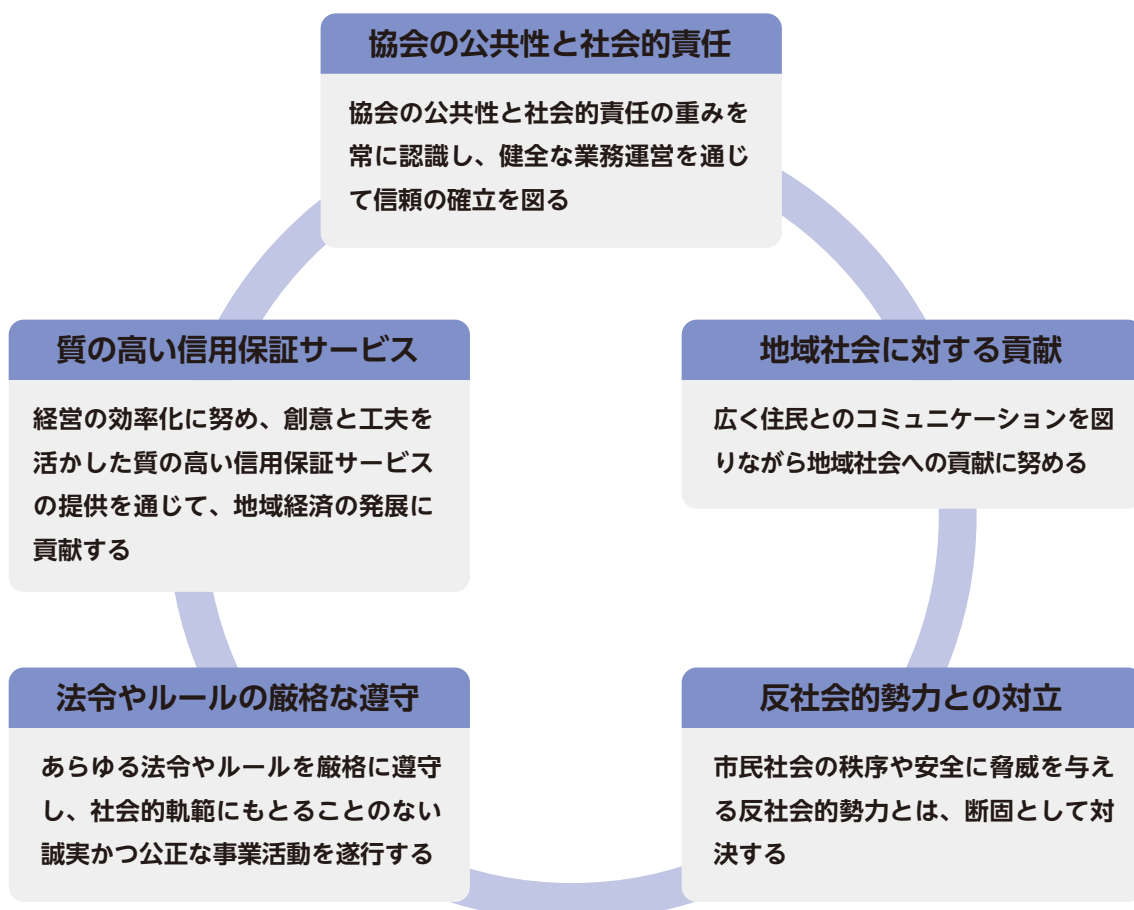
コンプライアンスへの取り組み

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の活力ある発展を積極的に支援するという公共的使命と社会的責任を果たすため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行することが求められています。

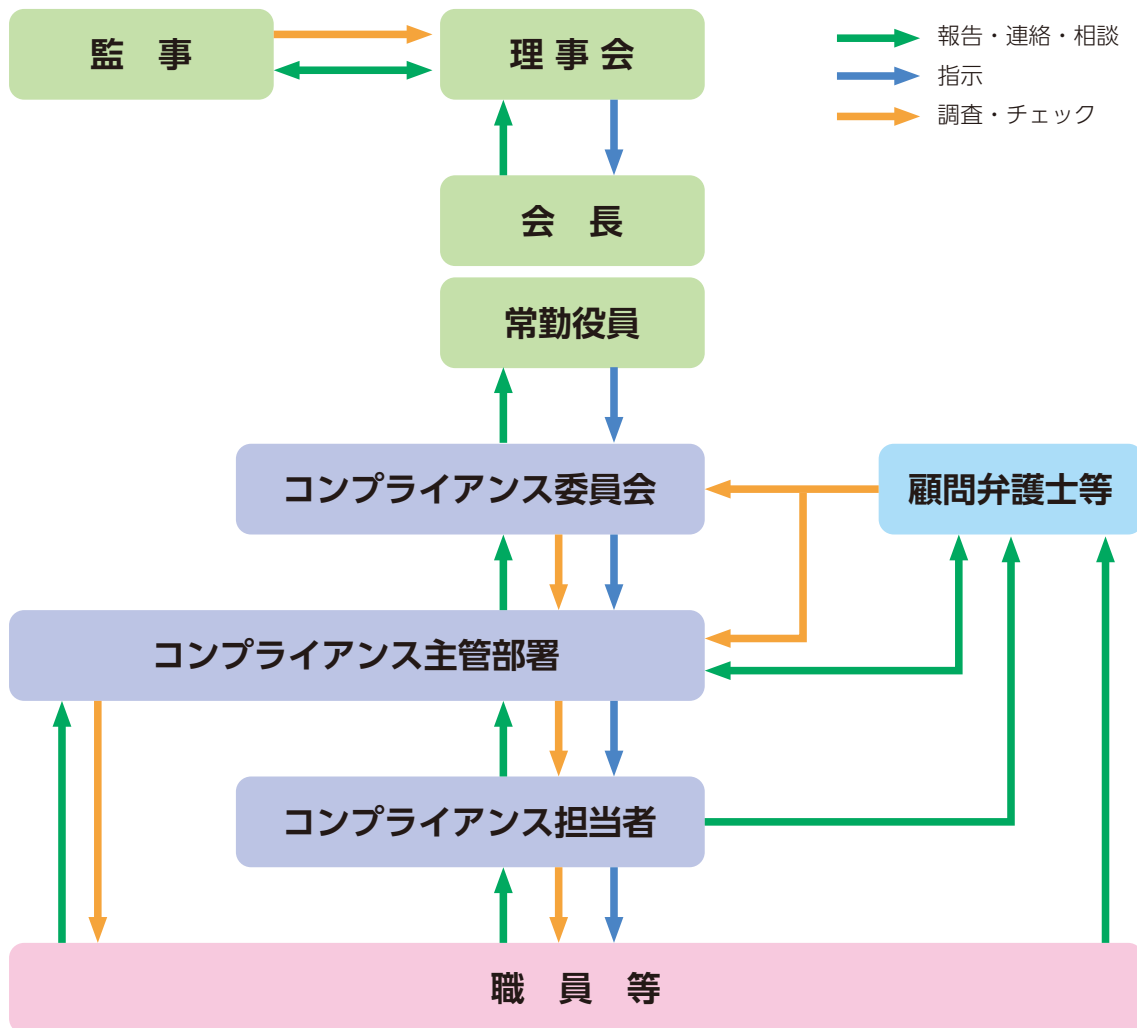
このため、当協会では信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

コンプライアンスを実践するための基本方針として、「倫理憲章」を定めています。

○群馬県信用保証協会倫理憲章



○コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めています。

暴力団等反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

個人情報保護宣言

群馬県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

- 当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

- お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

- 当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口にて備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（又は郵送）ください。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問、苦情について

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	前橋市大手町三丁目3番1号	
電話番号	027-231-8816	027-231-8875
部 署 名	群馬県信用保証協会 総務部 総務課	群馬県信用保証協会 保証統括部 保証企画課

お客様相談窓口

電話番号	027-260-1911
部 署 名	群馬県信用保証協会 検査・コンプライアンス室

SDGs 達成に向けた取り組み

当協会は、「群馬県の経済発展に貢献する」という理念のもと、持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、信用保証を通じて地域経済の持続的発展に貢献します。

1. 中小企業支援による地域経済の発展に貢献する取り組み

（1）信用保証を通じて中小企業への円滑な資金供給を行います

- ア 中小企業の信用力を補完することで、中小企業と金融機関とのかけ橋となり、地域経済の発展に貢献します
- イ 中小企業を取り巻く環境や、中小企業が置かれている現状を汲み取り、中小企業に寄り添った信用保証を行います
- ウ 大規模な経済危機や災害の発生の際には、中小企業の経営基盤を支えるため、セーフティネット機関としての役割を果たします
- エ SDGs や地域貢献に対する取り組みを行う中小企業に対し、SDGs 私募債保証制度などで資金調達を支援します



（2）企業のライフステージに応じた支援を関係機関と連携して行い、中小企業の成長に寄与します

- ア 創業相談及び創業計画の策定支援など、多様な創業支援により、活力ある企業を生み出します
- イ 個々の企業の実情に即した経営改善支援により、中小企業の経営課題解決に尽力します
- ウ 円滑な事業承継を促進する事業承継支援により、企業の価値を未来に繋げます
- エ 厳しい経済環境のもと、苦境に立った中小企業への事業再生支援により、経営の健全化を後押しします



2. 社会貢献活動、労働環境の整備及び多様な人材の活躍推進への取り組み

(1) 公的機関である信用保証協会の社会的立場を鑑み、社会貢献活動に尽力します

- ア ペーパーレスによる森林資源保護やクールビズなどの省エネ化による地球温暖化防止を行い、地球環境の保全に努めます
- イ ボランティア活動やチャリティーイベントへの自主的な参加、及び地域の催しや祭りに協賛することで、地域の活力向上に貢献します
- ウ 地球環境の保全に取り組む企業を支援する債権の取得を通じて、持続可能な社会の実現に向けた活動に協力します



(2) 働き方改革を意識した労働環境の整備に努めます

- ア 有給休暇取得の推進や時間外労働の削減などにより、ワークライフバランスを促進します
- イ プラチナくるみん認定企業として、仕事と育児の両立支援などにより、性別にとらわれない職場づくりを推進します
- ウ 各種ハラスメントの撲滅や職員のメンタルヘルスケアに取り組み、職員がいきいきと働ける職場であり続けます



(3) 多様な人材が活躍できる環境整備と機会の提供に励みます

- ア 質の高い保証サービスを提供するため、各種研修制度の実施や資格取得の奨励により、職員のスキルアップを図ります
- イ 女性創業応援チーム「シルキークレイン」による女性創業支援により、女性が活躍できる地域づくりに貢献します



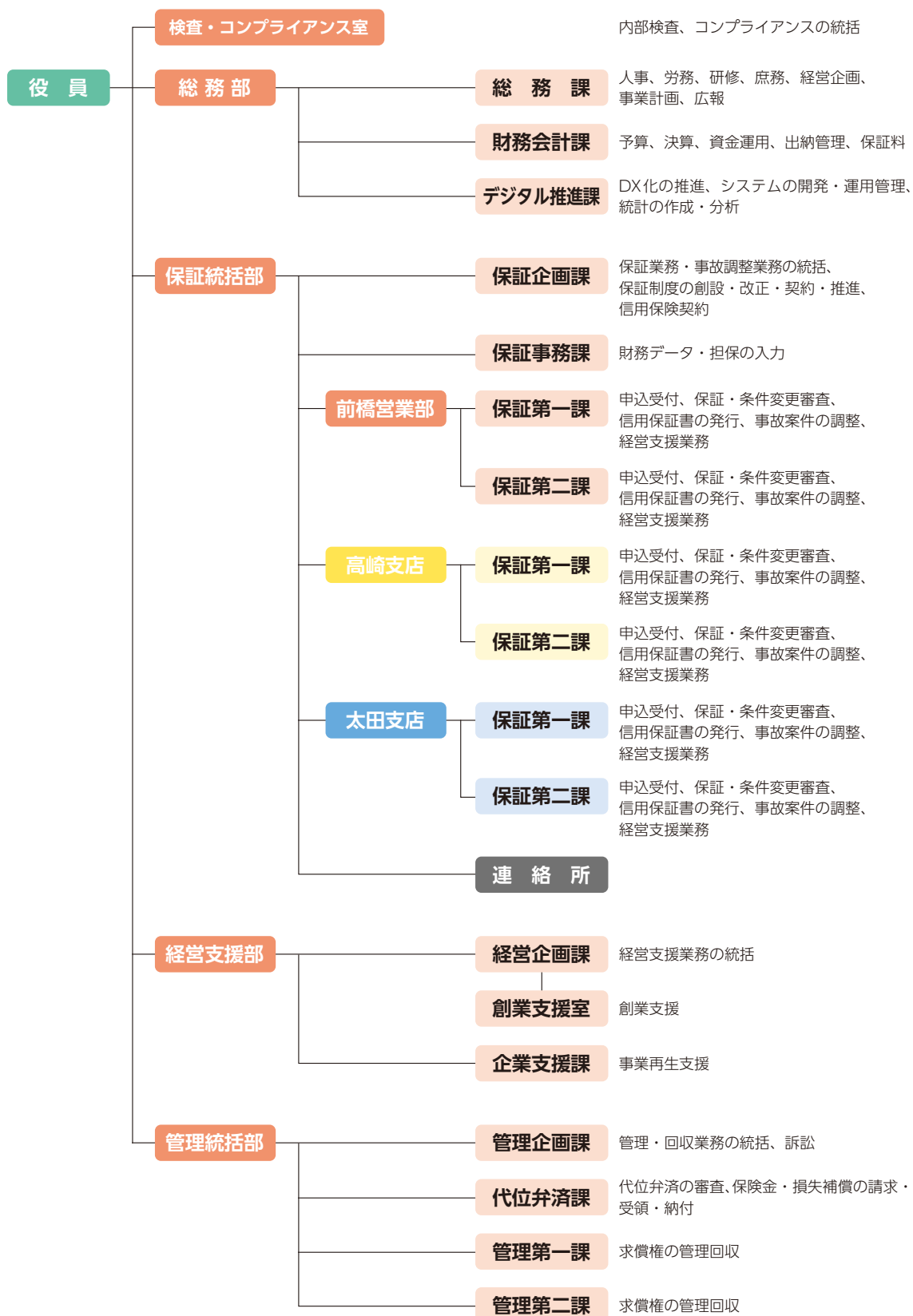
役員・組織体制

○役員

(令和8年7月1日現在)

役職	氏名	備考
会長	鬼形 尚道	常勤（元：群馬県 産業経済部長）
専務理事	稲葉 雅雄	常勤（元：群馬県信用保証協会 総務部部長）
常務理事	諸田 隆志	常勤（元：群馬県 多野藤岡振興局長 兼藤岡行政県税事務所長）
常勤理事	芝田 幸弘	常勤（元：群馬県信用保証協会 営業部部長）
理事	板野 浩二	非常勤（群馬県 産業経済部長）
理事	矢野 英司	非常勤（群馬県議会 産経土木常任委員会 委員長）
理事	富岡 賢治	非常勤（群馬県市長会 会長）
理事	熊川 栄	非常勤（群馬県町村会 会長）
理事	深井 彰彦	非常勤（群馬銀行 頭取）
理事	北爪 功	非常勤（東和銀行 頭取）
理事	早川 茂	非常勤（群馬県信用金庫協会 会長）
理事	八高 武	非常勤（群馬県信用組合協会 会長）
理事	金子 昌彦	非常勤（群馬県商工会議所連合会 会長）
理事	石川 修司	非常勤（群馬県商工会連合会 会長）
理事	大竹 良明	非常勤（群馬県中小企業団体中央会 会長）
監事	高野 辰二	常勤（元：群馬県信用保証協会 総務部部長）
監事	園田 誠	非常勤（公認会計士）
監事	高田 裕美	非常勤（群馬県 会計管理者）

○組織・機構（令和8年4月1日現在）



○窓口・業務担当区域

本店

〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階

部署名		TEL	FAX	業務担当区域
総務部	総務課	027-231-8816	027-234-8823	
	財務会計課	027-231-8674		
	デジタル推進課	027-231-8796	027-231-8338	
保証統括部	保証企画課	027-231-8875	027-225-9052	
	保証事務課	027-219-6001		
経営支援部	経営企画課	027-219-6003	027-231-8814	
	創業支援室	027-219-6003		
	企業支援課	027-225-5025		
管理統括部	管理企画課	027-231-8946	027-225-9052	
	代位弁済課	027-231-8842	027-231-8424	
	管理第一課	027-231-8820	027-231-8096	
	管理第二課	027-231-8948		
前橋営業部	保証第一課	027-231-8818	027-231-9459	前橋市、伊勢崎市、沼田市、 渋川市、北群馬郡、吾妻郡、 利根郡、佐波郡
	保証第二課	027-231-8819	027-231-9250	
検査・コンプライアンス室		027-289-5205	027-234-8823	

高崎支店

〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証第一課	027-362-7733	027-363-2223	高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡
保証第二課			

太田支店

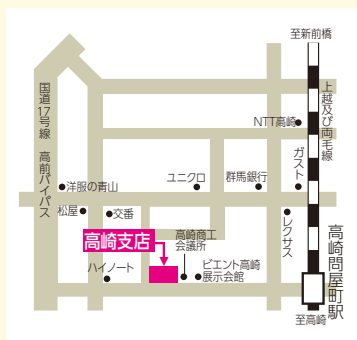
〒373-0852 太田市新井町534番地12

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証第一課	0276-48-8811	0276-48-8810	太田市、館林市、邑楽郡、 桐生市、みどり市
保証第二課			

本店



高崎支店



太田支店



群馬県信用保証協会レポート ディスクロージャー誌 2026

発 行	2026年7月 群馬県信用保証協会 総務部総務課
住 所	〒371-0026 群馬県前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館
電 話	027-231-8816
ホームページ	https://gunma-cgc.or.jp/

GUNMA GUARANTEE
REPORT 2026



<https://gunma-cgc.or.jp/>

編集：総務部総務課 027-231-8816